

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和4年12月2日

【開催日】 令和4年12月2日（金）

【開催場所】 第二委員会室

【開会・散会時間】 午後1時50分～午後4時15分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

人事課長	古屋憲太郎	人事課課長補佐	福田智之
人事課人事係長	藤田浩子	人事課給与係長	室本祐
企画課長	工藤歩	企画課主幹	池田哲也
企画課政策調整係長	藤井貴大		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部次長兼市民活動推進課長	河上雄治	市民活動推進課課長補佐兼市民活動係長	西崎大
市民活動推進課住民活動係長	竹森和貴	市民活動推進課地域交流センター係長	増本順之
市民課長	安部亜希子	市民課課長補佐兼住民係長	佐藤善寛
環境課主幹	湯淺隆	環境課環境政策係長	原野浩一
環境課環境衛生係長	若松宗徳		
環境衛生センター所長	村長康宣	環境衛生センター主任	磯部修一
文化スポーツ推進課長	石田恵子	文化スポーツ推進課主幹	原田貴順
文化スポーツ推進課文化振興係長	別府奈緒美	文化スポーツ推進課スポーツ振興係長	三浦裕
文化会館長	山本修一		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司

高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川 智美	高齢福祉課主査	篠原 紀子
高齢福祉課高齢福祉係長	原川 寛子		
障害福祉課長	吉村 匡史	障害福祉課課長補佐	松本 啓嗣
障害福祉課障害福祉係長	三隅 貴恵	障害福祉課障害支援係長	岡手 優子
社会福祉課長	坂根 良太郎	社会福祉課課長補佐	三好 正幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子 幸一郎		
国保年金課長	亀崎 芳江	国保年金課課長補佐	伊藤 佳和子
国保年金課主査兼国保係長	鈴木 一史	国保年金課年金高齢医療係	小田村 俊和
健康増進課主幹兼健康管理係（係長事務取扱い）	藤本 義忠	健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海 弘美
健康増進課主査兼新型コロナ対策室長	林 善行		

【事務局出席者】

事務局 長	河口 修司	庶務調査係書記	岡田 靖仁
-------	-------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第68号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について
- 2 承認第6号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分について

午後1時50分 開会

松尾数則分科会長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。議案第68号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について審査を行います。今回は審査番号④、福祉部の内容について審査を行います。執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）の健康増進課分について御説明します。補正予算書40、41ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料の償還金86万3、

000円のうち5万7,000円が健康増進課分です。これは、令和3年度の健康増進事業及び自殺対策強化事業における決算確定による補助金精算に伴う償還金です。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、22節償還金、利子及び割引料の償還金52万1,000円のうち9,000円は、令和3年度のポリオ2次感染による健康被害救済事業の精算を行った結果、既に交付されていた補助金額が実績額を上回っていたために県に返還するもので、残り51万2,000円は、令和3年度の感染予防事業における決算確定による補助金精算に伴う償還金です。御審査のほど、よろしく願いたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、議員から質疑を受けません。

白井健一郎副分科会長 自殺対策強化事業の話が出ましたが、具体的にはどうしたことしたのかを教えてください。

大海健康増進課課長補佐兼健康増進係長 ただいま御質問がありました自殺対策事業の内容について御説明します。自殺対策事業として、心のサポーター養成講座を行っております。あわせて、ホームページ等様々なところで自殺対策に対する普及啓発を行っているところです。

山田伸幸委員 サポーター養成事業は、大体何回ぐらい行って、どれぐらいの人が参加しているのでしょうか。

大海健康増進課課長補佐兼健康増進係長 自殺対策事業の実績ですが、年に一度行うというのではなく、企業等の要請等があれば出前講座等を行っているところです。令和3年度につきましては、受講者数は17人となっております。また、サポーターになられた方の支援講座も行っており、こちらは年に一度行っております。

山田伸幸委員 正直印象が薄い、大変地味な作業をしているんですね。しかしながら、心を病んでいる方をサポートする事業ですから、非常に大切な事業だと思います。サポーターになった方を登録して、何か相談があったときにサポーターが活躍する場はあるのでしょうか。

大海健康増進課課長補佐兼健康増進係長 サポーターの地域での活躍についての御質問だと思います。サポーターは、民生委員や福祉員のような役割というよりは、地域で家族、友人、知人、町内の方等から相談があったときに、適切な相談機関につなげる役割を担っていただくこととなります。心のサポーター養成講座は、民生委員、福祉委員、母子保健推進員など様々な地区組織の方にも受講していただいているところです。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは、健康増進課分の審査を終了します。10分休憩して、午後2時15分から再開します。

午後2時5分 休憩

午後2時15分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開します。審査番号①から審査を行います。まず、執行部の説明を求めます。

工藤企画課長 審査番号①、企画課分の（1）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入及び財源充当について御説明します。説明に当たり、補正予算書と併せてお配りしているA4縦の資料を御参照ください。まず、簡単に資料の説明をいたします。A4縦の資料、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の主旨等について簡単に御説明します。今までも折に触れて御説明してまいりましたが、

この交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的として、国から地方自治体へ交付されるものです。今年度の交付に当たっては、従来同様の主旨に加えて、社会経済状況に鑑み、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、及び電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援分といった性格を持ち、用途がある程度限定された臨時交付金が交付されることとなりました。現在までに内示を受けている臨時交付金総額は6億4,103万4,000円で、その内訳は、既に予算化している従来分が①に示す2億6,108万9,000円、原油価格、物価高騰分が②に示す2億2,203万7,000円、電力等価格高騰重点支援分が③に示す1億5,790万8,000円です。この度の12月定例会においては、②と③を合算した3億7,994万5,000円を歳入における補正予算として計上しているところです。続いて項目2、充当事業についてです。ここに計上している26事業が令和4年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を見込んでいる事業となります。表の見方ですが、予算時期につきましては歳出予算の議決をいただいた時期、その隣の予算額につきましては、事業費の総額となっています。次の欄が歳出予算に対する臨時交付金充当額です。現在までに、令和4年度当初予算及び5月臨時会における補正予算の2回に分けて臨時交付金の充当を行っており、この度の補正内容は、表中の充当額欄の中列、12月補正とある欄に整理しています。費目欄においては、充当を見込む歳出予算の款項目を記載しています。なお、表中の1番から16番まで、また17番のスマイルチケット発行事業の5月補正分までにつきましては、既に御説明の上、可決いただいた内容となります。この度の補正予算では、17番の12月補正充当額分以降の10事業が対象となっており、17番から20番までは既に予算化された事業に対する財源の充当、21番以降はこの度の補正で歳出予算も計上されている事業となります。では、補正予算書に基づき御説明します。歳入予算として、補正予算書12、13ページを御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、

1 節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3億7,994万5,000円を計上しています。臨時交付金の詳細につきましては、先ほど、資料「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」にて申したとおりです。続いて、臨時交付金の充当先である歳出予算費目について御説明します。補正予算書だけでは、どのような事業に充当するのかが分かりにくいと思いますので、資料も並べて御参照ください。補正予算書54ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、6目新型コロナウイルス対策費に対して、国庫支出金1億7,321万5,000円を計上しています。対象となる事業につきましては、資料を御覧ください。17番、スマイルチケット発行事業に追加で1億7,321万5,000円を充当しています。続きまして、補正予算書66ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費に対し、国庫支出金1,599万5,000円を計上しています。同じく66ページ、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費に対し、国庫支出金770万7,000円を計上しています。資料を御覧ください。18番、GIGAスクール推進事業として、10款、2項、2目及び10款、3項、2目の合算分、2,370万2,000円を充当しています。補正予算書に戻りまして、54ページ、7款商工費、1項商工費、4目観光宣伝費に対し、国庫支出金190万4,000円を計上しています。資料を御覧ください。19番、山口県央連携都市圏域事業の予算全額に対し、190万4,000円を充当しています。補正予算書の20ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費に対し、国庫支出金150万円を計上しています。資料を御覧ください。20番、デジタルデバイド対策事業の予算全額に対し、150万円を充当しています。補正予算書の24ページをお開きください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費に対し、国庫支出金189万2,000円を計上しています。資料を御覧ください。21番、コンビニ交付推進事業の予算額全額に対し、189万2,000円を充当しています。補正予算書の36ページをお開きください。3款民生費、2項 児童福祉費、4

目保育所費に対し、国庫支出金110万1,000円を計上しています。資料を御覧ください。22番、公立保育所副食費支援事業の予算全額に対し、110万1,000円を充当しています。補正予算書に戻りまして、38ページ、3款民生費、2項児童福祉費、9目 新型コロナウイルス対策費に対し、国庫支出金780万円を計上しています。資料を御覧ください。23番、保育所等物価高騰緊急対策支援事業の予算全額に対し、780万円を充当しています。同じく補正予算書38ページ、3款民生費、2項児童福祉費、12目子育て世帯応援給付金給付事業費に対し、国庫支出金1億6,576万6,000円を計上しています。資料を御覧ください。24番、子育て世帯応援給付金事業の予算総額1億9,860万3,000円に対し、1億6,576万6,000円を充当しています。補正予算書に戻りまして、66ページ、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費に対し、国庫支出金1万1,000円を計上しています。資料を御覧ください。25番、幼稚園副食費支援事業の予算額全額に対し、1万1,000円を充当しています。最後に、補正予算書72ページをお開きください。10款教育費、6項 保健体育費、2目給食費に対し、国庫支出金305万4,000円を計上しています。資料を御覧ください。26番、小中学校給食費支援事業の予算額全額に対し、305万4,000円を充当しています。以上、交付金の対象事業として、10件の事業に係る補正予算を計上しています。なお、企画課からの説明は、臨時交付金の歳入及び歳出予算への充当となります。歳出予算を伴う各事業内容についての質問は、それぞれの担当委員会において、担当課から別に説明が行われるものです。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりました。議員から質疑を受けます。

大井淳一郎委員 この交付金は、メニューがあって、それに充当することが前提なんです。原課から事業の要請があって充当していくのか、それとも、事後的に充当していくのか、充当までの流れを説明してください。

工藤企画課長 こちらの交付金につきましては、内示等に至る前におおよその規模感などを基に、「今後、こういった交付金の措置がある」という旨が伝えられます。それに基づき、全課を対象として各課で活用する事業がないかを検討して事業化につなげるという流れで行っております。

大井淳一郎委員 おおよその規模感をもって行うという答弁でしたが、参考までに、今回、原課が要望したが充当できなかったものはありましたか。また、可能であれば、前回までにそういったものがあったのかも教えてください。

工藤企画課長 臨時交付金は、令和2年度の新型コロナウイルスが一番拡大を見せ始めた時期に措置されたもので、今年度で3年度目の交付となります。この度は、担当課で必要な事業を精査して上げていただいておりますので、特段、上げていただいた事業の中で、待ったを掛けたものはなかったように記憶しております。ただ、この3年間で見た中では、一部条件にそぐわなかったものがあったように記憶しております。

吉永美子委員 地方創生臨時交付金は、今回の12月分で終わりなのでしょうか。それとも、来年3月についても補正等で計上する予定があるのでしょうか。

工藤企画課長 詳細はまだ分からないんですが、国におきましては、国の補正予算等を財源として、現在までに内示を頂いている金額のほかにも追加で交付金があると認識しております。ただ、交付時期等が示されておりませんので、来年3月に計上するものなのか、国において繰越しを行われるものなのかは、お答えすることができません。

吉永美子委員 市としては、交付金が出たら使うのは当たり前です。今後、「このような時期に国からありそうだ」という予想で動いておられるん

ようか。

工藤企画課長 今年度の国の補正予算でしたので、早ければ年明け頃にアナウンスがあるかもしれないという見込みはあります。そういったアナウンスがあれば、こういった名目で出されるか次第ではありますが、各課に展開して、必要な事業につなげていけるようにと考えています。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切ります。それでは、企画課分の審査を終えましたので、人事課分の説明を求めます。

古屋人事課長 議案第68号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）のうち人件費に係る補正について、総括的に御説明します。この度の人件費の補正は、大きく分けて二つあります。一つは人事院勧告に伴うもので、もう一つは人事異動に伴う決算を見込んだ調整です。お配りしている参考資料を御覧ください。まず、1ページ目が人事院勧告についてです。この度の人事院勧告は、民間の給料が公務員の給与を上回ったことから、給料については、30歳代半ばまでの若年層に対して2000円から4,000円程度の改定が行われております。若い方に対しての改定率が高くなっており、初任給で言えば、高卒が4,000円程度、大卒が3,000円程度引き上げられることとなります。もう一点は賞与勤勉手当の率が0.1か月分引き上げられます。令和4年度は12月で0.1か月分引き上げて、令和5年度は6月と12月が均等になるようにそれぞれ0.05か月分ずつ割り振る形で、年間4.3月が4.4月になるということです。資料13ページを御覧ください。13ページまでは、各款ごとに集計を出しているところですが、全体の説明ということで一般会計の総計を御説明します。資料の見方として、上に総計がありまして、内訳ということで、人勧部分と人事異動分で分けています。では、一番上の総計部分を御覧ください。一般会計全体では9,256万4,000円を増額し、補正後の額を42億5,058万1,000

円とするものです。費目ごとの補正の内訳は、1節報酬については、パートタイム会計年度任用職員の報酬月額が人事院勧告に伴って引き上げられたこと、また、人事異動に伴うものとして、442万8,000円を増額するものです。2節給料については、人事院勧告の影響で、1,288万8,000円の増額があるものの、育児休業を取得している職員が10人程度いることから、給料の調整等によって3,805万2,000円減額した結果、全体として2,516万4,000円の減額となります。3節職員手当等については、1億2,548万7,000円増額するもので、主な要因として、人事院勧告に伴う賞与等の増額が1,998万2,000円、今年度の早期退職者等の退職手当と時間外勤務手当の増によるものが1億550万5,000円です。次に、4節共済費については、人事院勧告に伴う増額はあるものの、育児休業等に係る給与の減額により、全体として1,176万3,000円の減額となります。次に、8節旅費については、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当相当分について、勤務実績から41万8,000円を減額するものでございます。最後に18節職員福祉費については6,000円を減額するもので、職員の退職等に伴う調整ということになります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わったので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 この度の補正について、30歳代半ばまでの若年層が対象ということなんですけど、そのほかの人はどうなんですか。

古屋人事課長 人事院が民間の給与を調査し、その差を出したところ、若年層にかい離があるということで、おおむね35歳以下の方のみの給与改定となっております。

山田伸幸委員 改定を受けるのは全部で何人ぐらいになるんですか。

福田人事課課長補佐 対象者は148名です。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。審査番号①が全て終わりましたので、10分休憩
して、午後2時45分から再開します。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査番号④の環境課分を審査します。
まず、執行部の説明を求めます。

梅田市民部次長兼環境課長 議案第68号令和4年度山陽小野田市一般会計補
正予算（第7回）環境課分について御説明します。なお、その両側に焼
却炉の外観全体写真を参考に付けておきますので、御覧ください。補正
予算書40、41ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生
費、3目環境衛生費、10節需用費のうち、燃料費121万5,000
円の増額は、山陽小野田市斎場で使用する灯油の価格高騰によるもので
す。続きまして、補正予算書46、47ページをお開きください。4款
衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、10節需用費のうち、光熱水費
1,440万円の増額は、小野田浄化センターで使用する電気料金の高
騰によるものです。18節負担金、補助及び交付金のうち、し尿処理負
担金15万9,000円の増額については、お配りした資料に沿って御
説明します。資料1ページを御覧ください。この負担金は、当初予算に
おいて予算化したもので、経年劣化が進行した小野田浄化センターの整
備について、し尿と下水の共同処理を行う下水投入施設の建設に向けて
事業を進めております。今回の補正は、（1）、事業概要に記載のとおり
、下水道課が主体で発注している事業計画策定や都市計画変更を行う
ための業務委託のうち、下水投入施設の負担額について増額するもので、

人件費及び物価上昇により、当初予算の見込みに比べて委託料全体が増加したことによるものです。最後に、この整備事業に関する債務負担行為の補正について御説明します。補正予算書7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の6項目、環境衛生センター高分子焼却炉解体事業385万7,000円は、高分子焼却炉の解体工事に必要な実施設計業務を行うためのものです。資料1ページを御覧ください。下水投入施設建設予定地に現存する高分子焼却炉を解体する必要性があり、今年度と来年度の2か年で設計及び解体工事まで完了したいと考えています。2の(3)は、高分子焼却炉の概要です。冷蔵庫や洗濯機のような金属とプラスチック等の複合体を焼却するもので、平成3年から使用していましたが、法改正によりダイオキシン規制値に適応しなくなったため、平成18年に使用を停止しておりました。(4)には解体のスケジュールを記載しております。来年12月には解体を完了し、下水投入施設の建設に向けて設計業務等を進めたいと考えております。資料2ページを御覧ください。【参考1】に建設までの全体スケジュールを図示しており、建設工事の完了は令和9年を想定しています。【参考2】は、敷地に関する配置図で、中央の建設予定地と表記してある太枠部分が下水投入施設の想定建物で、その下に黒色で掛かっている建物が高分子焼却炉です。なお、その両側に焼却炉の外観がありますので、全景写真を参考にみていただけたらと思います。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりました。委員から質疑を求めます。

山田伸幸委員 電気料が相当上がってきているんですけど、電気料金は、年間契約で払っているのか、それとも、毎月のメーターによって月額契約で払っているのか、いかがでしょうか。

村長環境衛生センター所長 毎月の検針によって支払っております。

山田伸幸委員 今回の値上がりは、何月からになるんですか。

村長環境衛生センター所長 4月から徐々に上がっております。

大井淳一郎委員 債務負担行為について、この度は設計ということですが、これまで手を付けなかった理由を教えてください。平成18年に使わなくなって、浄化センターを建てるから手を付けざるを得なかった感じですが、手を付けなかった理由を教えてください。

梅田市民部次長兼環境課長 高分子焼却炉について、今まで手を付けなかった理由は何かという御質問だと思います。これは、地図を御覧いただくとお分かりいただけますが、環境衛生センターの敷地内の端にあり、この場所をすぐに使わなければならないという状況ではありませんでした。解体には結構な予算が掛かり、しかも、解体だけとなると、市が単独でお金を出すことにもなりますので、そういったタイミングで解体するという発想はなかったのであろうと考えます。

大井淳一郎委員 解体に手を付けつけられなかったのは、それなりにお金が掛かるからということですが、解体費用は大体どれぐらい掛かると想定していますか。

原野環境課環境政策係長 設計を待ってから具体的な金額が出てくることを3月の委員会でもお伝えしましたが、一般論として設計事務所が言われるのが、実施設計費は工事費の5%前後を目安にするということです。これを逆算すると、今回の設計費が約350万円ですので、20倍ぐらいの経費が掛かるのであれば、約8,000万円で、予定価格を組む際に20%前後することも加味しますと、約1億円が目安になると考えております。

吉永美子委員 41ページの燃料費について、これは斎場の灯油代が上がった

のか、それとも、火葬する御遺体が増えたのか、いかがでしょう。

湯浅環境課主幹 灯油の単価も上がっておりますし、火葬件数も増えております。単価的には4月から10円以上上がっています。火葬件数も900円を超えそうであり、灯油代が足りなくなりそうということです。

吉永美子委員 火葬料金の問題もありますけれども、御遺体1体当たりの火葬にはどのぐらい掛かるのですか。

湯浅環境課主幹 火葬する際の灯油の使用料は、大人1体当たり50リットル前後です。

吉永美子委員 御遺体1体当たりどれぐらいの金額ですか。

湯浅環境課主幹 1リットル当たり95円と考えると、1体当たり4,750円です。

白井健一郎副分科会長 高分子焼却炉についての質問なんですけど、使用期間が平成3年から平成18年で、平成18年に停止したとあります。理由は、法改正によりダイオキシン規制値に適応しなくなったため、環境問題が発生したためとありますが、この法改正の背景について、平成18年頃にどういう議論があったのか教えてください。

原野環境課環境政策係長 ダイオキシンにつきましては、ダイオキシン特措法が平成12年に施行され、平成13年と平成14年には緩和期間もあったと思うんですけれども、焼却炉の基準値としては80ナノグラムとなっておりました。その後、法改正があり、この焼却炉についても排ガス装置などをある程度ダイオキシンが出ないように改修したんですけれども、経年劣化でいろいろな性能が落ちる中で、毎年ダイオキシンの法定測定の際に保健所からいろいろな御指導を頂いていたと聞いておりま

す。そういった中で、平成18年に測定したときにダイオキシンの規制値をオーバーしました。平成14年以降の規制値は、10ナノグラムとなっており、その規制値をオーバーしたということで、たちまち停止し、その後は、共英製鋼など処分できる場所がありますので、そういったところや保健所と協議した上で最終的に停止になったと聞いております。

山田伸幸委員 建設予定地を見ますと、現在は駐車場として使われているんですが、その辺は支障がないんでしょうか。

原野環境課環境政策係長 現在は、一部を環境衛生センター職員の駐車場として利用しています。しかし、環境衛生センターの敷地内で別に確保できるように調整しておりますので、可能だと考えております。

奥良秀委員 資料の質問なんですが、先ほど「端にあるからそのままにしておいた」と答弁がありました。平成18年から大分たっており、解体費が約1億円というお話ですが、平成18年に解体しておけば、1億円も掛かっていないと思うんですが、どのようにお考えですか。

梅田市民部次長兼環境課長 平成18年当時に解体しておけば、今ほど解体費が掛かっていない可能性はあると思います。しかし、先ほど申しましたように、次の利用計画がなければ解体だけの予算になってしまい、補助金も使えず、単独市費で行うことになってしまいます。それよりは、何かの事業をするときに解体するほうが合理的ではないかということで今に至っています。

奥良秀委員 ずっと野ざらしの状態ですが、人体に影響はないのでしょうか。

原野環境課環境政策係長 解体前にダイオキシン、アスベスト等の事前調査をして、実際にそれらが出ています。しかし、写真からもお分かりいただけると思うんですが、焼却炉は、外から簡単に開けられるようなもの

ではなく、また、中の灰は停止したときにきれいにして、ほとんどない状態ですので、外の方に害が生じるということは基本的にはないと考えております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号④、環境課分の審査を終わります。環境課は退席されて結構です。このまま審査を続行します。審査番号②について、執行部の説明を求めます。

（環境課、環境衛生センター職員 退室）

河上市民部次長兼市民活動推進課長 議案第68号一般会計補正予算(第7回)市民活動推進課の地域交流センター分を御説明します。予算書22、23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、23目地域交流センター費、10節需用費、光熱水費の360万円の増額は、地域交流センターで使用する電気料金の高騰によるものです。同節修繕料100万円の増額は、赤崎地域交流センターの火災報知機、予備蓄電池取替え等の地域交流センターで発生した施設の不具合を修繕し、安心安全に利用していただくための費用です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

石田文化スポーツ推進課長 続きまして、文化スポーツ推進課分について御説明します。予算書22、23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、26目文化会館費について、10節需要費、光熱水費107万4,000円の増額は、昨今の社会情勢や円安による電気代や灯油代の高騰に伴い、年度末に向けての光熱水費の不足が予想されることから光熱水費を増額するものです。次に、17節備品購入費ですが、機械器具費292万5,000円の増額は、今年の7月に文化会館内の楽屋4、楽屋5の空調設備が故障し、現在も空調設備を使用できない状況となっております。施設利用者の不便の解消を第一として、この度、空

調設備の更新を行い、利便性の向上を図るものです。この文化会館費 3 9 9 万 9, 0 0 0 円の歳出に伴う財源内訳について御説明します。予算書 1 6、1 7 ページをお開きください。2 2 款市債、1 項市債、1 目総務債について、1 節総務管理債より文化会館整備事業債を 2 1 0 万円計上しており、これを充当しております。残りの 1 8 9 万 9, 0 0 0 円は一般財源を充てております。予算書 2 2、2 3 ページをお開きください。2 9 目スポーツ施設費ですが、1 0 節需用費より修繕料を 1 8 2 万 8, 0 0 0 円増額するものです。これは、岡石丸運動広場の給水施設が漏水し施設利用にも影響があることから、この度、給水管の修繕を行うために増額するものです。この財源内訳ですが、全額、一般財源を充てております。次に、7 ページをお開きください。第 3 表の債務負担行為補正の現代ガラス展開催事業の 8 6 0 万円について御説明します。これは、令和 5 年度に開催予定である「第 9 回現代ガラス展 i n 山陽小野田」に向けて、現代ガラス展実行委員会と連携を図りながら準備を進めているところですが、来年 1 月から現代ガラス展のポスター・デザイン等の作成及び会場設営等の委託契約などに着手するためのものです。なお、第 9 回現代ガラス展 i n 山陽小野田に対する実行委員会負担金の額は、令和 4 年度分 3 0 0 万円と今回の債務負担行為補正分 8 6 0 万円を合計した 1, 1 6 0 万円となっております。続きまして、山陽小野田市立サッカー交流公園指定管理業務の 3 億 2, 7 9 4 万 5, 0 0 0 円について御説明します。これは、サッカー交流公園の運営について、令和 5 年度から指定管理者制度を導入するための 5 年間分の指定管理料を計上しております。指定管理料の主な内訳としては、運営に係る消耗品費、光熱水費等の需用費、通信運搬費や保険料などの役務費、施設の管理や警備、芝の維持管理に関する委託料等の歳出合計と施設使用料等の歳入合計を相殺した金額を指定管理料としております。御審査のほど、よろしく願いいたします。

安部市民課長 続きまして、市民課関係分について御説明します。2 4、2 5 ページをお開きください。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目

戸籍住民基本台帳費 371万4,000円のうち市民課分についてです。26、27ページをお開きください。11節役務費、手数料20万6,000円の増額は 証明書コンビニ交付事業の継続に必要な経費の補正です。利用件数の増加に伴い、地方公共団体情報システム機構へ支払う1件当たり117円の手数料の不足が見込まれることから増額補正するものです。12節委託料、システム改修委託料189万2,000円は、コンビニエンスストア等の多機能端末で証明書を取得した際の証明書交付手数料を一律150円に変更するために必要となるシステム切替対応等を行うために増額補正するものです。歳入につきましては、12、13ページをお開きください。14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料、証明手数料1万1,000円と戸籍手数料3万1,000円の減額は、コンビニ交付を利用した証明書発行手数料の減額に伴う減収分を実績案分として計上しております。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億7,994万5,000円のうち、189万2,000円は、コンビニ交付を利用した証明書発行手数料の減額に伴うシステム切替対応分として計上しております。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 市民活動推進課石丸総合館分を御説明します。予算書34、35ページをお開きください。上段部分を御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、7目総合館費、10節需用費、光熱水費40万円の増額は、石丸総合館で使用する電気料金の高騰によるものです。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けません。

吉永美子委員 文化会館費について、楽屋のエアコンが7月に壊れたんですね。7月、8月、9月は本当に暑い時期なので、どのように対応された

のですか。また、9月に補正を出せなかったのですか。エアコンは寒い時期にも必要ですが、暑い時期は特に苦勞されたと思うんです。もう少し早く出せなかったのか、そして、どうやってこの間対応されたのか教えてください。

山本文化会館長 7月初め頃にエアコンが故障しました。貸館もありましたので、スポットクーラーを4台、各部屋に2台ずつリースすることにしました。昨今は、10月ぐらいまで暑いので、7月から10月までをリース期間として対応しました。そういったこともあり、9月議会ではなく、今回補正になったということです。

吉永美子委員 4台のクーラーをリースされたということですが、スポットクーラーが全く駄目とは言いませんが、楽屋は、衣装を着たり、脱いだりなど本当に大変なところですよ。出演者に苦勞をお掛けしなかったのか、大丈夫だったんでしょうか。執行部も大変なのはよく分かっておるんですけども、どうだったのかが気になります。

山本文化会館長 私どもも急遽の対応で大変苦慮したところです。御存じのとおり、スポットクーラーは、冷たい空気が出ている後ろから熱い空気が出てくる機械です。そのため、楽屋の窓を加工して、外に熱い空気が出るようにして対処したところです。

山田伸幸委員 リース料は予算に計上する必要がなかったんでしょうか。

山本文化会館長 需用費で対応しました。

白井健一郎副分科会長 現代ガラス展開催事業について伺います。令和5年度に行われるということで、ポスター・デザインの作成業務を委託するという話がありましたが、それはCLASS GLASSの団体に委託するということですか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 第9回現代ガラス展 in 山陽小野田におけるポスター・デザイン等作成業務及び会場設営業務等の委託業者は、プロポーザルで決定する予定としております。

大井淳一郎委員 債務負担行為のサッカー交流公園の指定管理について、これまで一般会計補正予算の審査で光熱費の高騰が度々あったんですが、今後も高騰が続いた場合、指定管理料に影響することはあるんでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 光熱水費では、今後の高騰も若干考慮しております。また、県から移管を受ける際に多くをLED化しており、その分電気料金が下がっています。その辺りを勘案して、光熱水費を計上しております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切ります。審査番号②の審査はこれで終了します。職員入替えのために10分休憩して、3時30分から再開します。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、分科会の審査を続行します。審査番号③について、執行部の説明を求めます。

亀崎国保年金課長 一般会計補正予算（第7回）国保年金課分について御説明します。歳出から御説明します。30、31ページをお願いします。下から3段目、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金を81万7,000円増額するものです。これは、職員給与費等繰出金を増額するもので、人事

異動等による人件費の調整によるものです。続きまして、32、33ページをお願いします。上から3段目、3款民生費、1項社会福祉費、4目後期高齢者医療費を1,838万7,000円減額し、補正後の額を12億1,062万8,000円とするものです。これは27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金を1,838万7,000円減額するもので、内訳は、人事異動等に伴う職員給与費等繰出金を30万2,000円減額し、後期高齢者保険基盤安定繰出金を額の確定に伴い1,808万5,000円減額するものです。この後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、特定財源があります。12、13ページをお願いします。最下段、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定費を1,356万4,000円減額しています。これは、後期高齢者医療特別会計繰出金の特定財源になります。続きまして、歳入について御説明します。16、17ページを御覧ください。上段、21款諸収入、4項雑入、4目過年度収入のうち、療養給付費負担金精算金は、後期高齢者医療制度の療養給付費負担金の令和3年度の額が確定したことにより、6,239万8,000円の還付を受けるものです。御審査のほど、よろしく願いいたします。

麻野高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課分について御説明します。30、31ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を116万6,000円増額するものです。この内訳としましては、事務費繰出金に係るものが令和3年度決算の認定に基づく精算等に伴うもので259万5,526円の減額、また、地域支援事業費繰出金に係るものが地域支援事業費の補正に伴って61万4,000円の減額、また、職員給与費等繰出金に係るものが、人件費の調整に伴って437万6,000円の増額となっております。32、33ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、22節償還金、利子及び割引料の償還金を2万6,000円増額しております。

これは、令和3年度における介護保険事業費補助金の精算に伴い、県からの超過交付金を返還するための償還金です。続きまして、歳入、特定財源について御説明します。16、17ページをお開きください。上段、21款諸収入、4項雑入、4目過年度収入、1節過年度収入の介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金9万2,000円と介護保険低所得者保険料軽減県負担金4万6,000円の増額は、令和3年度の精算に伴い、追加交付となったものです。御審査のほど、よろしく願いいたします。

吉村障害福祉課長 30、31ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費19億8,194万4,000円を1億3,990万6,000円増額し、21億2,185万円にするものです。今回の補正は、当初予算額の執行状況を確認し、決算見込額を見込んで補正するものです。内訳としましては31ページを御覧ください。11節役務費の手数料につきましては、計画相談支援給付費、地域移行支援給付費、障害児相談支援給付費、障害福祉サービス費・障害児給付費等支給手数料を510万円増額するものです。増額の主な理由としましては、サービスの新規利用に伴い、計画相談利用人数が増加したこと、また、1件当たりの利用料が増加したことによるものです。19節扶助費につきましては、生活介護給付費を2,400万円、施設入所支援給付費を500万円、次ページの33ページ上段なります。就労移行支援給付費を600万円、就労継続支援A型給付費を700万円、就労継続支援B型給付費を3,300万円、児童発達支援給付費を400万円、放課後等デイサービス給付費1,800万円、合計9,700万円増額するものです。増額の主な理由としましては、当初予算額の見込みに比べ、利用者が増加したことによるものです。22節償還金、利子及び割引料につきましては、支給実績に基づく国庫負担金、県負担金の精算、及び補助金の交付実績による償還金で、合計3,780万6,000円を増額するものです。なお、これらの財源として、12、13ページをお開きください。歳入の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金の自立支援給付費3,911万5,

000円と障害児支援給付費の1,165万円を増額するものです。障害者自立支援給付費の決裁見込額への補正に伴う国庫負担金の補正と、障害児入所給付費の決算見込額への補正に伴う国庫負担金の増額補正によるものです。国庫補助率につきましては2分の1です。県支出金につきましては、障害福祉課分について説明します。同じページの一番下の枠を御覧ください。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の自立支援給付費の1,955万7,000円と14、15ページの一番上、障害児支援給付費の582万5,000円を増額するものです。障害者自立支援給付費の決裁見込額への補正に伴う県負担金の補正と障害児入所給付費の決算見込額への補正に伴う県負担金の増額補正によるものです。県費補助率については4分の1です。諸収入になります。16、17ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、4目過年度収入、1節過年度収入の自立支援給付費県負担金を2万2,000円増額するものです。令和3年度自立支援医療費の給付実績に基づく、県負担金の精算により追加交付額が生じたことによるものです。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を受けません。

山田伸幸委員 32、33ページについて、見込んでいたよりサービスが増えたということですが、どれぐらいの人数が増えたのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 それぞれのサービスで人数等は異なるんですが、例えば、児童発達支援は、当初37人を見込んでいたところ現在46人、放課後等デイサービスは、当初114人を見込んでいたところ現在127人、生活介護は、当初160人を見込んでいたところ現在163人、施設入所は、当初77人を見込んでいたところ現在83人、就労移行は、当初13人を見込んでいたところ現在17人、就労継続支援(A型)は、予算26人を見込んでいたところ現在27人、就労継続支援(B型)は、

当初182人で見込んでいたところ現在204人というところでは。

山田伸幸委員 かなり人数の差があるようですね。予算を立てるときに調査されていると思うんですけど、なぜこれだけの差が生じたんでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 予算は、過去3年間の実績に基づいて人数を確認し、また、前年度12月補正等で増額した実績なども見込んで立てているところでは。増えた理由は、何らかの背景があるということではなく、単にサービス利用が必要な方が増加したと見ております。

大井淳一郎委員 例えば、コロナ禍前に戻ったという意味ではなく、新型コロナウイルスを抜きにして利用者が増えたという分析をされているんでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 新型コロナウイルスが流行し始めた2年前は、一時的に利用者、つまり、利用することが決定した実人数ですが、実際に事業所に新型コロナウイルス感染者が出たので使えなくなるなど一時的に利用日数や回数が減ったことはありました。今年度に限っては、コロナ禍の影響で大きく差が出ているとは考えておりません。

白井健一郎副分科会長 33ページが一番上の段について、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）とあります。10年ぐらい前は、就労移行がA型、就労継続支援がB型と習ったと思うんですが、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の違いを教えてください。

岡手障害福祉課障害支援係長 就労移行支援は、事業所内や企業での作業や実習を行い、就職活動に向けた支援と就職後における職場への定着のために必要な支援を行うサービスです。就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は、主な目的は同じですが、就労や生産活動の機会を提供する

とともに、知識や能力が向上した方は、一般就労への移行に向けて支援するサービスです。A型とB型の違いは、A型は、事業所と雇用契約を結び、給料が発生するサービスで、B型は、作業量に応じた工賃が発生するサービスになります。

山田伸幸委員 かに工房で行っているサービスは、この中含まれているんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 かに工房は地域生活支援センターです。こちらのサービスとは別のサービスになります。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで審査番号③の審査を終わります。10分休憩して、3時55分から次の審査番号⑤に入ります

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行します。承認6号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に対する専決処分につきまして、執行部の説明を求めます。

坂根社会福祉課長 承認第6号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分について御説明します。令和4年9月9日に内閣の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の支援給付金を創設する方針が示されました。これを踏まえ、令和4年9月26日に内閣府より電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る改正交付要綱及び改正交

付要領等が示されました。翌9月27日が9月議会最終日であり予算の算出が会期中にできなかったこと、また、この給付金における確認書及び申請書の提出期限が令和5年1月31日とされており、対象者の抽出、対象者へ発送する文書の印刷及び封入・封かんに係る作業期間、LAN配線等を踏まえると、速やかに予算措置を行う必要があったため、本来であれば議会で御審議いただくべきところではありますが、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年10月13日付けで専決処分させていただきました。つきましては、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。まず、配付している資料を御覧ください。今回の支援給付金の対象者は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と同様に世帯全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。そのほかに予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯も対象となります。支給方法は、住民税均等割非課税世帯に対しては、課税情報から対象世帯を抽出し、案内チラシと確認書を送付し、返送された確認書により指定された銀行口座に振込を行います。家計が急変した世帯に対しては、申請書を提出していただき、支給要件を満たしているかどうかを確認の後、申請口座に振込を行います。専決後の状況ですが、住民税均等割非課税世帯の抽出等に係るシステムの導入や案内チラシ、確認書の印刷等に係る契約を締結後、対象世帯を抽出し、確認書等を送付する準備を終え、本日発送しました。今後は返送された確認書を確認して、早ければ12月下旬には振込を開始できるのではないかと考えております。支援金の周知に関する広報につきましては11月15日にホームページにアップ、また12月1日号の市広報に掲載及び支所等にチラシを配布しました。それでは補正予算書5、6ページをお開きください。中段の歳出から御説明します。3款民生費、1項社会福祉費、10目価格高騰緊急支援給付金給付事業費、4億1,507万7,000円を増額するものです。内訳として、2節給料87万7,000円、3節職員手当等48万6,000円及び4節共済費1

6万3,000円は、事務を行う職員及び会計年度職員の給料、時間外勤務手当及び社会保険料です。10節需用費63万円は、申請書等の作成のための消耗品、事業を周知するための印刷製本費及び電話回線改修等のための修繕料です。11節役務費421万7,000円は、支給や振込通知書の郵送料及び給付金を対象者の口座に振り込むための振込手数料や電話料です。12節委託料370万4,000円は、システム開発委託料と確認書帳票印刷と封入の委託料です。18節負担金、補助及び交付金4億500万円は、対象者を非課税世帯が8,000世帯、家計急変世帯が100世帯と見込んだ支援給付金です。続きまして、これに伴う特定財源を御説明します。同じく5、6ページの上段を御覧ください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金4億1,507万7,000円を増額します。内訳は、補助割合が10分の10ですので、1節社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に歳出と同額である4億1,507万7,000円を計上しています。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

大井淳一郎委員 10月13日に専決処分を行って、本日書類を発送したんですが、これぐらい時間が掛かるのか疑問に思います。何か理由があれば教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 時間が掛かりました理由としては、一つはシステム導入に時間が掛かってしまったためです。国が情報を流して、システムベンダーによる開発になるんですが、納品までに若干時間掛かったこと、そして、システムが納品後に市の住民情報、課税情報等を取り込んで対象者の抽出を行います。そのうち、市で分かる課税情報は、令和4年1月1日に山陽小野田市の住民であった方です。それ以降に転入された方については、各市町に対して課税情報の照会、これは照会と

いいまでも、郵送等ではなく、システム上での照会になりますが、その作業に時間が掛かりましたためです。そして、印刷業者による印刷及び封入・封かんは、1週間程度で済みましたので、そこまで時間は掛かりませんでした。それらを合わせて本日発送ということになりました。

大井淳一郎委員 帳票の印刷と封入の委託なんですが、これは市内業者ですか、市外業者ですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 市外業者です。

大井淳一郎委員 これまでも同じような給付金があったんですが、随意契約でそこに任せたという理解でよろしいでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 そのとおりです。見積合せを行っておりますが、見積書の提出を依頼した業者はいずれも市外業者です。

山田伸幸委員 この対象世帯には、生活保護世帯も含まれるのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 含まれます。

山田伸幸委員 この給付金は、収入認定の対象にはなりませんね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 ほかの給付金と同様に、収入認定の対象にはなりません。

白井健一郎副分科会長 こういうことは言いたくないんですが、「印刷に1週間掛かって、これは短いか長いか分からない」とおっしゃいましたが、緊張感がないんじゃないでしょうか。これは1世帯に僅か5万円ですけど、命のクモの糸なんですよ。その辺の自覚が足りなかったんじゃないかと思われるんですけども、答弁いただけますか。

坂根社会福祉課長 市民からいろいろ御連絡等は頂いたところでして、皆様にはお待ちいただくようお願いしています。市としては、専決処分後、すぐに見積合せをして契約しました。最速でやっているところではありますが、ほかの市町に比べると広報等につきまして遅れたことは否めません。

山田伸幸委員 これはプッシュ式、つまり既に対象であると分かっている人には市側から振り込むなどは、考えなかったのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 国から、先の非課税世帯10万円の給付金と同様の確認書を対象者に送付し、その確認書の返信をもって入金するという流れになっております。

吉永美子委員 これから先は迅速にやっていただきたいという思いで質問します。本日発送で、早い方は月曜日に届きますが、すぐに返送されたとして、振込まではどのようなスケジュールになりますか

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 市で処理を行い、銀行に入金依頼を行うわけですが、その間に1週間程度掛かります。そして、市に届いたら即日入力して会計処理を行いたいと考えておりますけれども、この12月から市の支払についてもデータ転送になっております。ですので、初回振込が、データ伝送の関係もありまして、12月20日以降になろうかと思えます。提出された確認書から順次入金処理を行いたいと考えております。

吉永美子委員 具体的に分かりませんでした。最短で何日頃に振り込まれるかということです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 最短で12月20日以降になろうかと思

います。

吉永美子委員 年末は寒くなりますし、お金が掛かる時期です。早く届けていただきたいです。極力年内にお金が手元に届くようにしてあげていただきたいです。家計が急変された方も対象になるということで、いつも質問しますが、そういった方が漏れることがないようにしていただきたいと思います。申請が必要なのはもちろん分かっていますが、どのようにアプローチされますか。また、申請期限の1月31日は、消印有効ですか。いかがですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 先の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金と同様の仕組みになりますので、市の公共施設、それから、主に相談を受けることになる社会福祉協議会などにこのチラシを設置したいと考えております。

吉永美子委員 1月31日が申請期限は具体的にはどうなんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 1月31日までの申請が必要で、郵送の場合は消印有効です。

吉永美子委員 家計が急変されて、自分のところが対象かどうか分からない場合もあり得ると思うんです。先ほど、支所にもチラシを置くと言われましたが、支所でも申請や相談が可能ですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 支所の窓口に来られたケースについては、社会福祉課に連絡いただきたいと考えております。

吉永美子委員 答弁が足りません。支所にチラシを置かれるわけですから、市民が支所に行くじゃないですか。そうしたら、そこで書類を書いて手続が終わるのか、そうじゃないのかということです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 支所など受け付けた場所で書類を書いて提出していただければ大丈夫です。

吉永美子委員 もともと非課税の方には確認書が届きますが、「一部申請が必要な場合があります。」と書いているのは、どういう意味でしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 給付金の基準日が9月30日です。この給付金の考え方からしまして、例えば、課税者の扶養になっていたのに課税世帯であった方がいたとして、基準日前に扶養していた方が亡くなられたという場合、あるいは、離婚等で扶養義務者がいなくなった場合、そういった場合については、対象にはなるんですが、市では確認できませんので、申請が必要になるということになります。御相談があれば、そういった旨を御説明します。

吉永美子委員 支所で、「この場合は対象になりますか」と聞けば、きちんと答えてくれて、申請までできるということによろしいですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 そのように認識しております。

吉永美子委員 支所に対してきちんと情報が行き、手続できる体制づくりをされていますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 手続できる体制を整えます。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上を持ちまして、分科会は終了します。お疲れ様でした。

午後 4 時 1 5 分 散会

令和 4 年（2022 年） 1 2 月 2 日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松 尾 数 則